

学校選択制度のご案内

この制度は、西東京市教育委員会が就学予定児童・生徒の保護者へ入学する小・中学校を通知する前に、保護者が西東京市立小・中学校の中から入学を希望する学校を事前に申し立てることができる制度です。住所から指定される学校に入学する場合は、お手続きの必要はありません。住所から指定される学校は、内面の学校一覧または市ホームページにてご確認ください。なお、施設状況等により受入枠が設定できない学校がありますので、予めご了承ください。内面をご確認のうえ、お手続きをお願いします。

入学を希望する学校に兄弟が在籍している場合や、転居予定がある場合は、「学校選択制度」ではなく「指定校変更制度」での申し立てができます。詳しくは裏面をご覧ください。



西東京市マスコットキャラクター
「いこいな」
©シンエイ／西東京市

対象者

令和9年4月に小・中学校(通常の学級に限る)に入学する新1年生のうち、住所から指定される学校以外への入学を希望する方

申し立てできる学校・ 受入人数

○内面をご覧ください。

先着順ではありません。申し立ての受付順にかかわらず、受入枠を超えた場合は抽選を行います。

申し立て期間

7月15日(水)～9月30日(水)

申し立て期間を経過した場合、いかなる理由があっても学校選択制度の申し立てはできませんのでご注意ください。

申し立て方法

インターネットから

「学校選択制度申し立てフォーム」にアクセス

右の二次元コード読み取り

又は 西東京市トップページ→子育て・教育→学校教育→学校選択制度→令和9年度 市立小・中学校入学時の学校選択制度のお知らせ



※インターネットで申し立てができない場合は、学務課窓口(田無第二庁舎3階)で受け付けます。

※窓口での受付は、申し立て期間中の土日祝日を除く午前8時30分から午後5時までです。

学校一覧

小学校

学校名	受入枠	通学区域(通常学級)	所在地	電話
田 無 小	—	田無町一〜六丁目・七丁目(1・2・15・16・19・20番)、西原町一丁目、緑町一丁目(2〜8番)	田無町 4-5-21	464-2111
保 谷 小	—	保谷町一丁目(1〜6番)・五丁目・六丁目(1〜8・14〜25番)、中町一・六丁目、富士町一丁目(1〜4番)、泉町一丁目(1〜4・15・16番)・二丁目(1〜5・17〜20番)・三丁目	保谷町 1-3-35	463-4511
保谷第一小	5	栄町一丁目(1〜5・13〜17番)、下保谷一〜五丁目、北町四・五丁目	下保谷 1-4-4	422-4513
保谷第二小	—	柳沢二丁目(3〜6・8〜19番)・三丁目(2〜10番)・四・五丁目・六丁目(7〜11番)、新町一・二丁目	柳沢 4-2-11	463-4515
谷 戸 小	10	緑町一丁目(1番)・二丁目(3〜21番)・三丁目、ひばりが丘三丁目(2番(17))、北原町三丁目、谷戸町二丁目(1番(20・21・75・77・78を除く)・2〜16番)	緑町 3-1-1	463-2661
東 伏 見 小	5	柳沢一丁目・二丁目(1・2・7番)・三丁目(1番)・六丁目(1〜6番)、東伏見一〜六丁目、富士町四丁目・五丁目(5〜7番)	東伏見 6-1-28	463-4517
中 原 小	—	ひばりが丘一・二丁目・三丁目(1・2番(17を除く)・3〜6番)・四丁目、谷戸町二丁目(1番(20・21・75・77・78))	ひばりが丘 2-6-25	422-4518
向 台 小	35	南町四・五丁目、向台町二〜四丁目、新町三・四丁目	向台町 2-1-1	464-2112
碧 山 小	15	富士町一丁目(7番(76〜82を除く)・8〜11・15・16番)・二・三丁目、中町三〜五丁目	中町 5-11-4	422-4521
芝 久 保 小	5	芝久保町二・三丁目	芝久保町 3-7-1	463-2869
栄 小	5	ひばりが丘北一〜四丁目、北町一〜三・六丁目、栄町一丁目(6〜12番)・二・三丁目	栄町 2-10-9	423-0276
谷戸第二小	—	北原町一・二丁目、谷戸町一・三丁目、泉町一丁目(5〜14・17番)・二丁目(6〜12・16番)、住吉町一丁目(4〜20番)	谷戸町 1-17-27	421-5051
東 小	3	東町一〜六丁目、中町二丁目、泉町五丁目(15・16番)・六丁目(9番)	東町 6-2-33	421-6009
柳 沢 小	5	南町一〜三丁目、向台町一丁目	南町 2-12-37	465-2903
上 向 台 小	—	南町六丁目、向台町五・六丁目、芝久保町一丁目、新町五・六丁目	向台町 6-7-28	467-1151
本 町 小	—	保谷町一丁目(7〜19番)・二〜四丁目・六丁目(9〜13番)、富士町一丁目(5・6・7番(76〜82)・12〜14番)・五丁目(1〜4番)・六丁目	保谷町 1-14-23	467-5956
住 吉 小	5	住吉町一丁目(1〜3・21番)・二〜六丁目、泉町二丁目(13〜15番)・四丁目・五丁目(1〜14番)・六丁目(1〜8・10〜15番)	住吉町 5-2-1	423-4187
け や き 小	5	田無町七丁目(3〜14・17・18番)、西原町二〜五丁目、芝久保町四・五丁目、緑町二丁目(1・2番)	芝久保町 5-7-1	464-2525

中学校

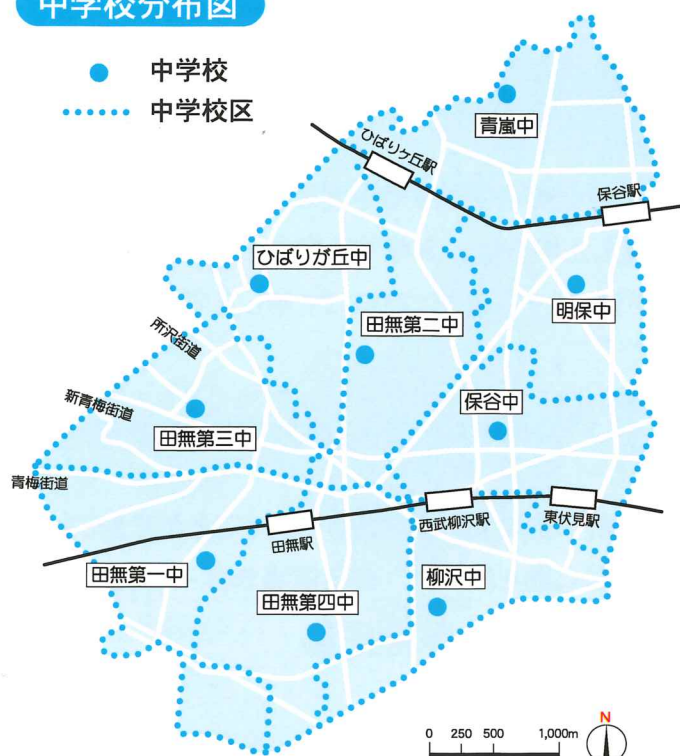
学校名	受入枠	通学区域(通常学級)	所在地	電話
田無第一中	—	田無町四・六丁目、南町六丁目、向台町五・六丁目、芝久保町一〜三丁目、新町五・六丁目	南町 6-9-37	462-2811
保 谷 中	—	保谷町一〜四丁目・五丁目(5・6・8・9番)・六丁目(1〜20番)、富士町一〜六丁目、中町六丁目、東伏見二丁目・三丁目(1〜4番)	保谷町 1-17-4	463-2551
田無第二中	30	田無町一・三丁目、谷戸町一丁目(1〜20番)、北原町一丁目・二丁目、保谷町五丁目(1〜4・7・10〜18番)・六丁目(21〜25番)、住吉町一〜四丁目・六丁目、泉町一・二丁目・三丁目(1〜8・15〜17番)・四丁目	北原町 2-9-1	462-2812
ひばりが丘中	35	緑町一丁目(1番)・二丁目(3〜21番)・三丁目、谷戸町一丁目(21〜27番)・二・三丁目、北原町三丁目、ひばりが丘一〜四丁目	ひばりが丘 3-2-42	439-5550
田無第三中	20	田無町五・七丁目、西原町一〜五丁目、緑町一丁目(2〜8番)・二丁目(1・2番)、芝久保町四・五丁目	西原町 3-4-1	462-2814
青 嵐 中	20	下保谷一〜五丁目、栄町一〜三丁目、北町一〜六丁目、ひばりが丘北一〜四丁目	北町 2-13-17	422-3615
柳 沢 中	—	柳沢一〜六丁目、東伏見一丁目・三丁目(5〜9番)・四〜六丁目、新町一・二丁目	柳沢 3-8-22	463-5014
田無第四中	—	田無町二丁目、南町一〜五丁目、向台町一〜四丁目、新町三・四丁目	向台町 2-14-9	465-6113
明 保 中	10	中町一〜五丁目、東町一〜六丁目、泉町三丁目(9〜14番)・五・六丁目、住吉町五丁目	東町 1-1-24	421-3611

※受入枠のない学校は、当該校の通学区域内にお住まいの方がのみが入学対象です。

小学校分布図



中学校分布図



ホームページで学校の様子を紹介しています

それぞれの学校の特色等については、各学校のホームページに掲載しています。
西東京市ホームページに、学校のホームページへのリンクを掲載していますので、
ご活用ください。

西東京市トップページ → 子育て・教育 → 学校教育 → 市立小・中学校



入学までの流れ(予定)



- ※1. 申し立て状況はホームページにて発表します。抽選対象となった場合は個別に通知します。
抽選結果は10月30日に発送予定です。(公開抽選会場で抽選当日のみ結果を確認することはできますが、電話及び窓口でのお問い合わせにはお答えいたしかねますので、あらかじめご了承ください。)
- ※2. 申し立て受付期間内に受入枠の人数に達した学校への変更はできません。

学校選択制度「よくある質問」

Q1 私立・国立・都立学校を受験する予定ですが、学校選択の申し立てはできますか？

私立学校等を受験する予定であっても、申し立てをすることができます。受験の結果、私立学校等に入学が決定した場合は、入学する学校の入学許可書または承諾書（合格通知書ではありません）をご用意のうえ、取り下げフォームまたは窓口にて申し立て取り下げのお手続きをお願いします。

Q2 どの学校を選んでも良いのですか？

受入枠のある小・中学校から選ぶことができます。ただし、通学方法は、徒歩又は電車、バスなどの公共交通機関に限られます。自転車通学は一切認められませんので、通学時の安全を考え、無理のない距離にある学校を選ぶことも大切です。

Q3 インターネットと窓口での申し立てに違いはありますか？

違いはありません。先着順ではありませんので、ご都合に合わせてどちらかを選んでください。

Q4 受入枠を超えた申し立てがあった場合はどうなりますか？

公開抽選を行います。抽選対象となる学校を申し立てた方には、申し立て期間終了後、個別にお知らせを送付します。

「指定校変更制度」について

インターネットでの申し立てはできません

「学校選択制度」とは別の制度で、以下の事由等に該当する場合に、受入枠に関係無く入学を希望する学校を申し立てることができます。表面記載の申し立て期間中に学務課窓口（田無第二庁舎3階）にてお手続きをお願いします。また、事由によっては添付書類が必要な場合がありますので、詳細はホームページをご覧ください。

〈指定校変更の申し立てができる主な事由〉

- 兄・姉が在学している学校に、弟・妹を通わせたい。
- 両親共働き又はひとり親家庭で、放課後の預かり先（原則として親族）の住所地の指定校に通わせたい。
- 市内転居が決まっており、転居先の住所地の指定校に前もって通わせたい。

指定校変更制度の詳細は
ホームページをご覧ください

西東京市トップページ →

子育て・教育 → 学校教育 → 指定校変更手続き



リサイクル適性 (A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。